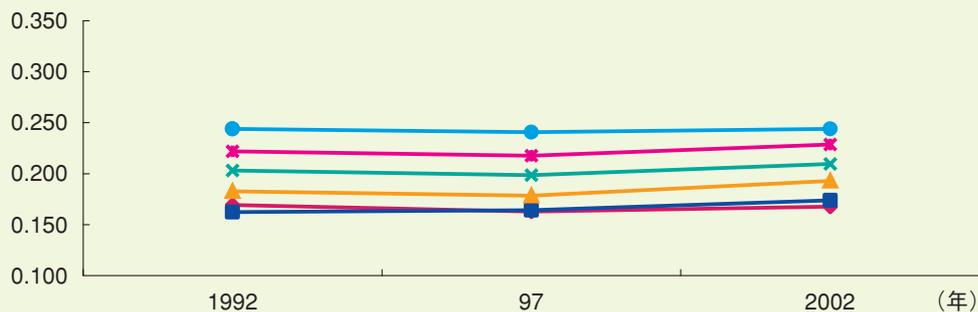
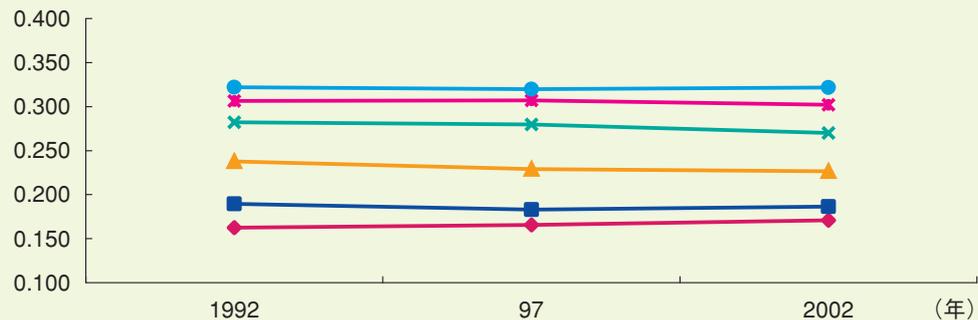


付図 2-2-1 男女別・雇用形態別所得のジニ係数の推移

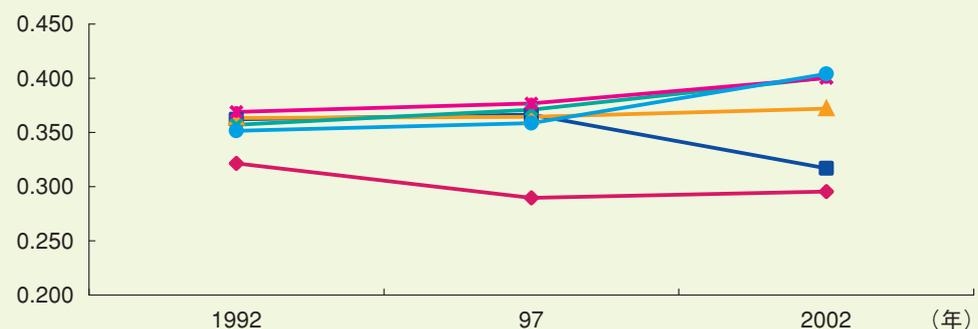
(1) 男性正社員



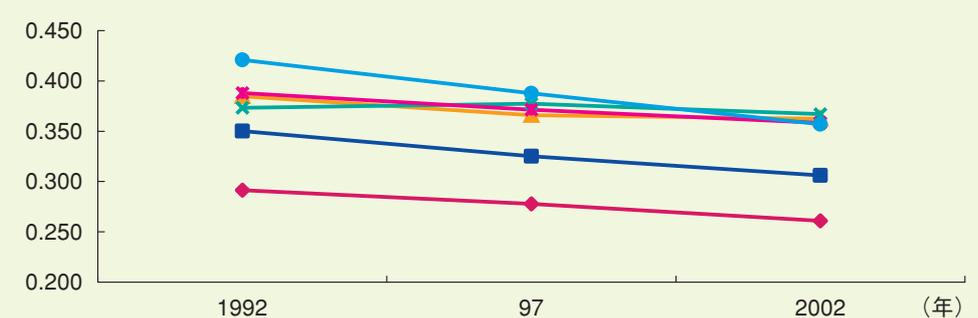
(2) 女性正社員



(3) 男性パート・アルバイト



(4) 女性パート・アルバイト



◆ 20～24歳 ■ 25～29歳 ▲ 30～34歳 × 35～39歳 ＊ 40～44歳 ● 45～49歳

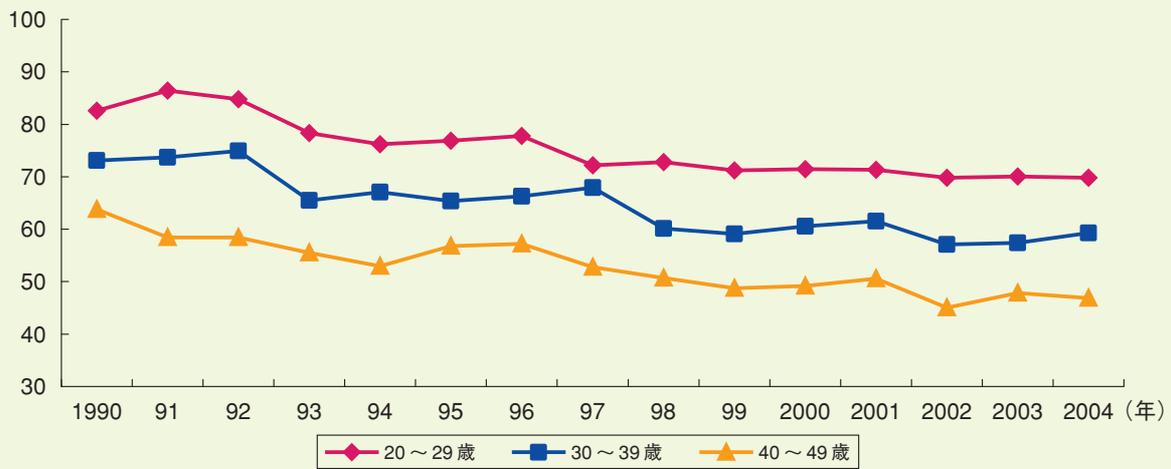
- (備考)
- 総務省「就業構造基本調査」により作成。
  - 対象は、小・中・高・旧制中・短大・高専・大学・大学院を卒業した有業者（在学者を含まず）のうち、20～49歳の男女雇用者である。
  - 「正社員」とは、雇用者の中の「正規の職員・従業員」である。
  - 「パート・アルバイト」とは、雇用者の中の「正規の職員・従業員」以外の者である。
  - ジニ係数を算出する際、各所得階級の平均値の代わりに中間値を便宜的に用いている。また、所得最高額階級には中間値がないため、1992年の1,000万円以上の階級値は1,500万円、97・2002年の1,500万円以上の階級値は2,000万円を便宜的に用いている。
  - 所得階級が1992年と97年、2002年について各々異なるため、2002年から伸び率により接続している。

付図表

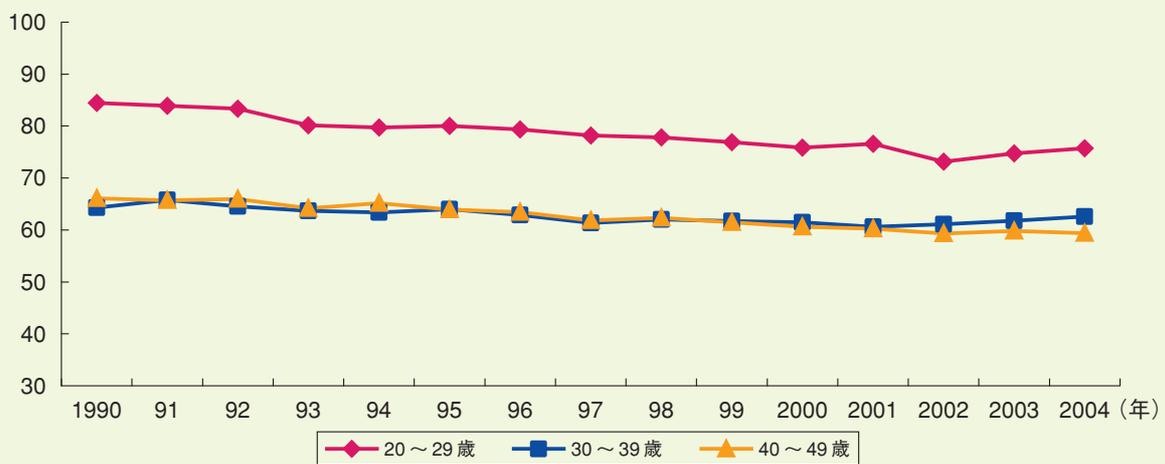
## 付図 2-2-2 フルタイム労働者とパートタイム労働者の賃金等比較

(1) フルタイム労働者の時給を100とした場合のパートタイム労働者の時給割合

①男性



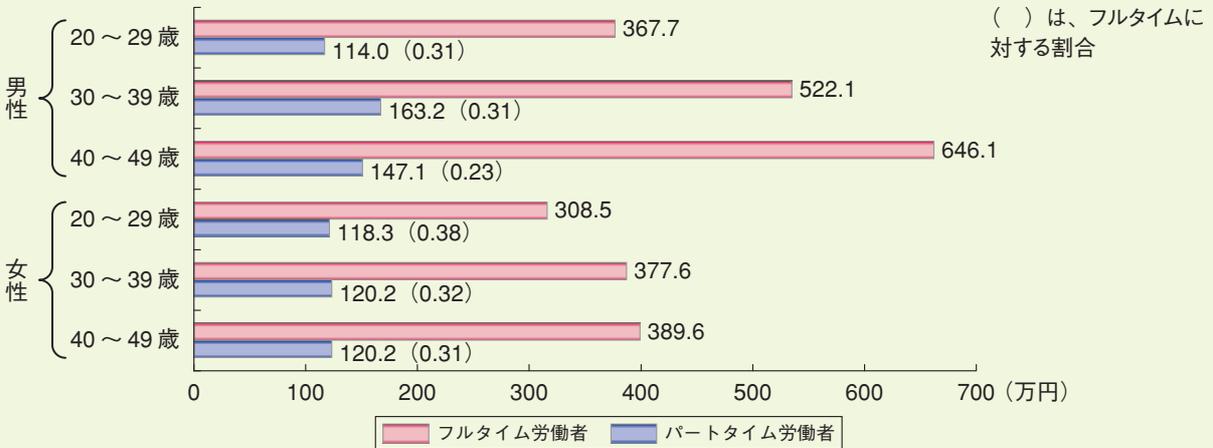
②女性



(2) 年間労働時間

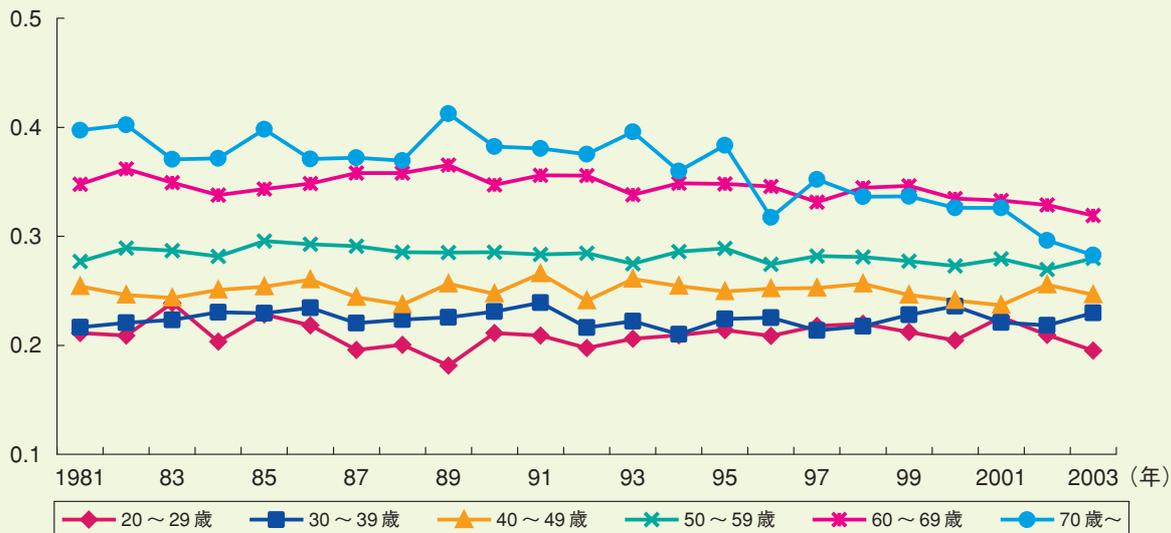


(3) 年間所得



- (備考)
- 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」、総務省「消費者物価指数」により作成。
  - 対象は、20～49歳の男女労働者である。
  - フルタイム労働者（一般労働者）の時給（1時間当たり所定内給与額）は、「1ヶ月当たり所定内給与額÷1ヶ月当たり所定内労働時間」を消費者物価指数（帰属家賃を除く総合）を用いて実質化（2000年基準）した。
  - パートタイム労働者の時給（1時間当たり所定内給与額）は、「1時間当たり所定内給与額」を消費者物価指数（帰属家賃を除く総合）を用いて実質化（2000年基準）した。
  - フルタイム労働者の年間労働時間は、「(1ヶ月当たり所定内労働時間数+1ヶ月当たり超過勤務時間数)×12ヶ月」により算出。
  - パートタイム労働者の年間労働時間は、「1日当たり所定内実労働時間×1ヶ月当たり労働日数×12ヶ月」により算出。
  - フルタイム労働者の年間所得は、「(所定内給与額+超過労働給与額)×12ヶ月+年間賞与+その他特別給与額」により算出。
  - パートタイム労働者の年間所得は、「年間所定実労働時間×1時間当たり所定内給与額+年間賞与+その他特別給与額」により算出。

付図 2-2-3 世帯当たりの年間所得のジニ係数



(備考) 1. 総務省「家計調査」により特別集計。  
2. 勤労者世帯を対象とし、世帯間の年間収入の格差を示したものである。

付表 2-2-4 出産前に仕事を辞めた理由

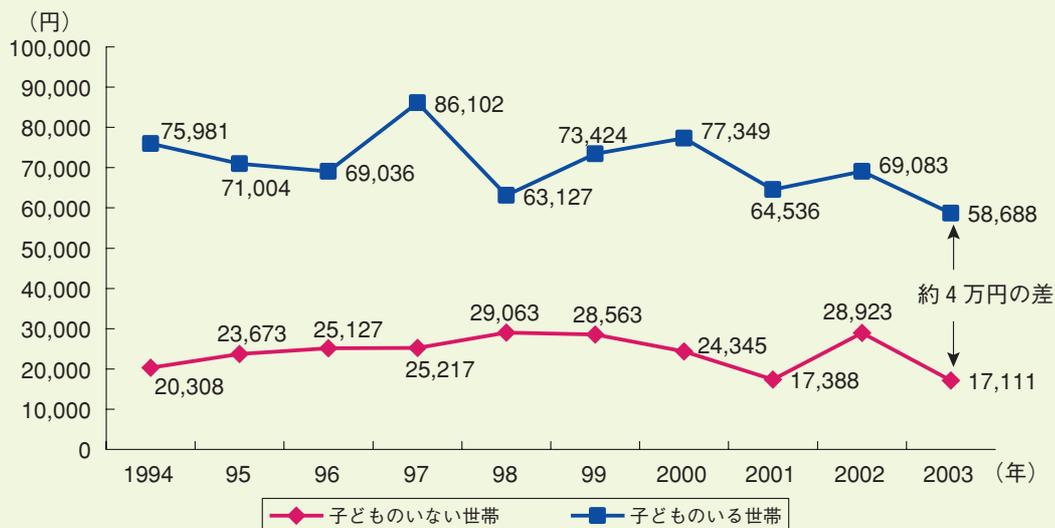
(%)

自分の手で子育てしたかった	53.6
両立の自信がなかった	32.8
就労・通勤時間の関係で子を持って働けない	23.3
魅力ある仕事ではなかった	22.8
子どもを預けることに抵抗感	21.5
妊娠・出産の健康上の理由	19.9
育休制度が使えない、使いづらい	17.9
やめても経済的にやっていける	16.9
手助けしてくれる親族がいなかった	13.7
収入が保育料に見合わない	8.9
子を持って働くことへの職場の無理解	8.3
子どもの預け先がない	6.4
夫や親族の賛成が得られなかった	5.7
その他	4.7

(備考) 1. 日本労働研究機構「女性の仕事と家庭生活に関する調査」(2002年)により作成。  
2. 「出産前に仕事を辞めた理由は何ですか」という問に対する回答の割合である(複数回答)。  
3. 回答者は、平成4年4月2日から平成13年4月1日までに第一子を出産した女性のうち、結婚後も仕事に就いていたが出産前に仕事を辞めた614人(東京都杉並区182人、東京都江戸川区219人、富山県富山市・高岡市213人)である。

付図 2-3-1 20歳以上の子どもへの経済的援助は4万円程度

子どものいる世帯と子どものいない世帯の世帯主以外のこづかい費の推移

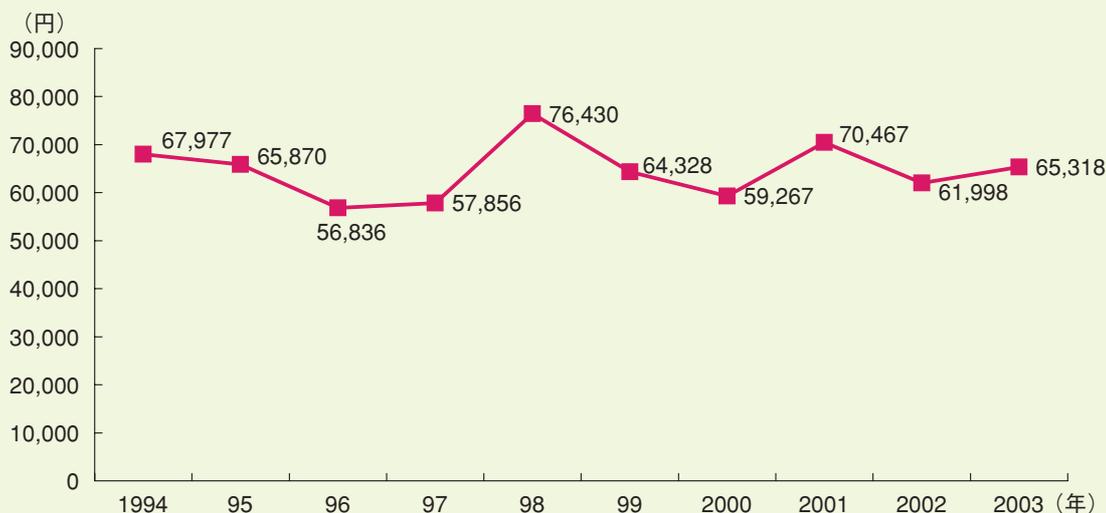


- (備考)
1. 総務省「家計調査」により特別集計。
  2. 子どものいる世帯と子どものいない世帯の「他のこづかい」の推移。
  3. 総務省「消費者物価指数」(持ち家帰属家賃を除く総合)を用いて実質化(2000年基準)した。
  4. 「子どものいる世帯」は、「家計調査」における夫婦と未婚の子ども世帯。勤労者世帯の夫婦と未婚の子ども世帯のうち、末子年齢が20歳以上の世帯(世帯主平均年齢56.2歳)を集計している。世帯主年齢は40~69歳。
  5. 「子どものいない世帯」は、「家計調査」における夫婦のみ世帯。勤労者世帯の夫婦のみ世帯のうち仕送り金の支出がない世帯を集計している。世帯主の年齢は「子どものいる世帯」の世帯主平均年齢の世代に合わせ、50~59歳の世帯とした。

付図表

付図 2-3-2 同居していない子どもへの学費以外の仕送り金は6万円程度

学費以外の仕送り金額の推移



- (備考)
1. 総務省「家計調査」により特別集計。
  2. 勤労者世帯の夫婦のみ又は夫婦と未婚の子どもから成る世帯のうち、「他の仕送り金」の支出がある世帯の平均金額の推移。
  3. 総務省「消費者物価指数」(持ち家帰属家賃を除く総合)を用いて実質化(2000年基準)した。
  4. 平均金額は、世帯主年齢層別に集計した。
  5. 対象は、世帯主年齢が30~69歳の世帯。

親同居未婚者が親と同居することによる生計費の節約分を試算した。

## 1 試算の考え方

親との同居による未婚者の生計費の節約分は、下記の通り計算されると考える。

節約分 = ① - ②

- ① 親から独立して単身で生活した場合の生計費のうち、親と同居することにより支出する必要がなくなるもの
- ② 親の家計に対する繰入金

## 2 具体的方法

①については、総務省「家計調査」(2003年)を用いて34歳以下勤労者単身世帯の支出項目から、「食料費(外食除く)」「住居費」「光熱・水道費」を選び、それぞれ月平均支出額を下記の通り算出した。

項目	支出平均額
支出総額	50万828円
食料費(外食除く)	1万9,212円
住居費	3万3,860円
光熱・水道費	7,153円
基本生活費支出の合計額	6万225円

②については、内閣府「若年層の意識実態調査」(2003年)によれば、親同居未婚者の59.0%が平均毎月3万5,000円を親の家計に繰り入れていることから、平均すると3万5,000円×0.59=2万650円となる。

上記より、親同居未婚者が節約出来る生計費は月当たり3万9,575円となる。

付図 2-3-4 率先して孫に対して支出する祖父母世代

世帯主年齢層別に見た子供用和服支出額

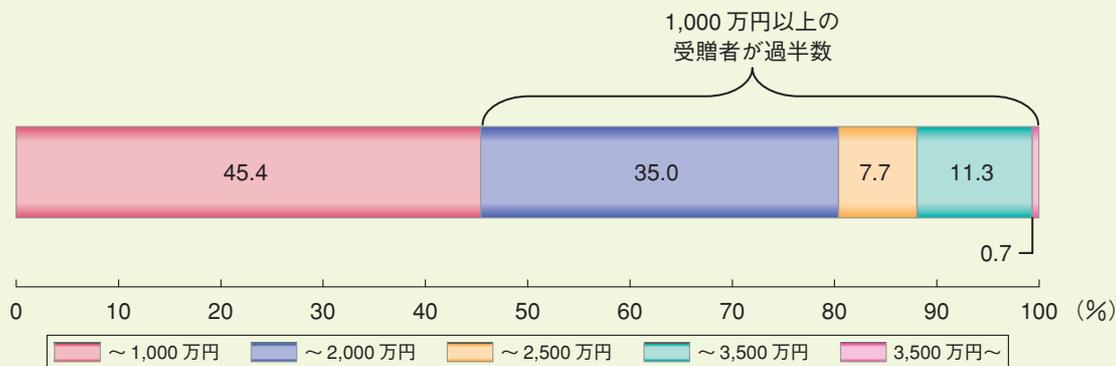


- (備考) 1. 総務省「家計調査」(2003年)により作成。  
 2. 全世帯当たり年間の品目別支出金額のうち、子供用和服に関する平均支出額。  
 3. 対象は、全世帯。

付図表

付図 2-3-5 贈与を受けた人の過半数が1,000万円以上

取得財産階級別に見た相続時精算課税に係る住宅取得等資金を受けた人の割合



- (備考) 税制調査会第24回基礎問題小委員会参考資料「平成15年分相続時精算課税制度の活用状況」により作成。